

## 令和8年度途中入所の申込について

### 【1】入所申込みについて

入所希望日での入所ができるように、スケジュールを確認し、余裕をもって書類の準備をしてください。原則、定例調整のスケジュールにて申請をお願いします。

なお、やむを得ず、定例調整の受付期間に申請が間に合わなかった場合は、随時調整スケジュールを基に利用調整します。

#### (例)5/7 から保育所を利用したい児童の場合

① **定例調整での申請** ※原則こちらのスケジュールにて申請してください。

・3/23～4/3 に市窓口で入所申請をしてください。

→定例調整(5/1～31 入所)の受付期間に受理した申請書は、4/6～8 の利用調整期間に児童の保育の必要性を確認し、保育の必要性の高い順に利用調整を行います。

② **随時調整での申請** ※ ①で申請ができなかった場合に申請してください。

・4/13～4/15に市窓口で入所申請をしてください。

→受付期間より前の4/6～4/8 に受理した場合であっても、4/10 に利用調整は行いません。受付期間に受理した申請書とあわせて、利用調整期間(4/17)に児童の保育の必要性を確認し、保育の必要性の高い順に利用調整を行います。

※緊急を要す児童保護や横手市への転入等、特別な事情がある場合はこの限りではありません。

### 【2】利用調整について

・定例調整で設定している入所期間よりも早く申請したい場合は、書類受付は入所日の3か月前の分を受付します。ただし、利用調整については、入所日に応じた利用調整期間で行います。

#### (例)7/1入所希望、5/1～31入所の定例調整(受付期間 3/23～4/3)で申請した場合

→書類の受付はしますが、7/1～31 入所の定例調整(受付期間 5/11～6/5)の受付期間に受理した申請書とあわせて、利用調整期間(6/8～6/10)に利用調整を行います。

・利用調整期間に児童の保育の必要性を確認し、保育の必要性の高い順に利用調整を行うことから、施設や保護者への入所に関する連絡は利用調整日以降となります。

・定例調整で申請のあった児童を利用調整した後に、随時調整で申請のあった児童を利用調整することから、随時調整で申請のあった児童が定例調整で申請のあった児童よりも、入所日が早い場合であっても定例調整で申請のあった児童の入所を優先します。